

【重要】令和9年度以降に入学される受験生の皆様へ

こども性暴力防止法施行に伴う実習・資格取得および卒業要件に関するお知らせ

2026年（令和8年）12月25日より、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称「こども性暴力防止法」）が施行されます。本法は、児童等（こども）を性暴力から守り、安心して成長・学習できる環境を整えることを目的としています。

本学におきましても、小児看護学実習をはじめとする児童等と接する臨地実習において、本法の規定に基づく重要な対応が必要となります。つきましては、受験生の皆様および保護者の皆様におかれましては、下記の内容についてあらかじめご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 実習における「犯罪事実確認」について

本法の施行に伴い、実習施設（病院、保育施設、学校等）の判断により、特定性犯罪前科の有無を確認する「犯罪事実確認」が行われる可能性があります。

2. 特定性犯罪前科が確認された場合の措置

犯罪事実確認等の手続を通じて特定性犯罪前科が確認された場合、法に基づく防止措置として、児童等と接する実習を行うことはできません。

3. 資格取得および卒業要件への影響について

児童等と接する実習を実施できない場合、実習科目の単位を取得することができず、原則として資格取得の要件（看護師・保健師・助産師等の各種国家試験受験資格）や大学の卒業要件、大学院の修了要件を満たすことができなくなる可能性があります。

【重要：出願前の確認事項】

※特定性犯罪前科の確認手続き（犯罪事実確認）の実施要否は、実習先となる各施設が判断します。

※実習が履修できない場合、国家試験受験資格や卒業要件を満たせなくなる重要な取り扱いとなりますので、出願前に必ず本趣旨をご確認・ご了承くださいますようお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本赤十字広島看護大学 事務局 入試課

TEL：0829-20-2860 / Mail：nyuusi@jrchn.ac.jp

※制度の詳細や最新情報については、こども家庭庁公式ウェブサイト

(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>) も併せてご確認ください。